

第9期 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場所 | 東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
当社本店地下1階会議室

目次

第9期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類及び計算書類	32
監査報告	73
株主総会参考書類	80

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
飯田グループホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 井 雅 史

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が未だ収束していないため、株主の皆様には罹患リスク回避のために、場合によっては、書面による議決権行使のご利用も合わせてご検討いただきますようお願い申し上げます。当日ご出席をお控えいただく場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号
当社本店地下1階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会会場において、接触感染リスクの低減のため、座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。これにより、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ◎ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液による手指の消毒やマスクの着用等、感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、総会会場への入場にあたり、株主様の体温を測定させていただき、37.5度以上の発熱が確認された方や体調不良とお見受けした方には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.ighd.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎株主懇親会及び粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承くださいませよう、よろしくようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・社会活動は停滞と再開を繰り返してきましたが、同感染症のワクチン接種の促進や政府や各行政庁による各種支援策により、徐々に持ち直しの動きがみられました。一方で、足許では諸外国との政策金利の格差拡大により円安が進んでおり、非資源国であるわが国のエネルギー価格、資源調達価格は上昇傾向にあります。また、ウクライナ情勢の先行きは極めて不透明であり、金融市場や実体経済への影響が懸念されております。

当不動産業界におきましては、省エネ性能等に応じた住宅ローン減税制度の導入や子育て世代への住宅取得支援制度の創設等の政府による各種住宅取得支援策により住宅需要は下支えされてきました。一方で、世界的な木材不足やエネルギー価格の高騰等に加えて、世界中で顕在化しつつある地政学的リスクは建築資材の調達環境をより不安定にしており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、持続可能な社会の実現と持続的な成長との両立を図るべく「第3次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）」を策定し、「コア事業の競争力強化」と「事業ポートフォリオの拡大」の2つの基本戦略を推進してまいりました。中核事業である戸建分譲事業においては、「誰もがあたり前に家を買える社会」を実現するために、住宅品質の向上と徹底したコスト管理に努め、住宅性能表示制度4分野で全棟最高等級を取得するなど、安全・快適・健康に暮らせる高品質な住宅の提供と、住宅を購入されたお客様に対するメンテナンスサービスの強化を行い、競争力強化を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は1兆3,869億91百万円（前期比4.8%減）、営業利益は1,533億6百万円（前期比26.4%増）、税引前利益は1,522億円（前期比27.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,033億81百万円（前期比24.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	件数	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
一建設グループ			
(区分) 戸建分譲事業	10,818	303,478	△6.6
マンション分譲事業	765	28,878	△26.4
請負工事業	2,150	43,448	△4.2
その他	－	15,360	61.3
小計	13,733	391,165	△6.7
飯田産業グループ			
(区分) 戸建分譲事業	5,991	205,116	△13.4
マンション分譲事業	299	14,128	1.6
請負工事業	371	8,135	22.2
その他	－	9,893	4.3
小計	6,661	237,274	△11.1
東栄住宅グループ			
(区分) 戸建分譲事業	4,521	159,450	△2.7
マンション分譲事業	1	874	△71.2
請負工事業	253	9,317	23.0
その他	－	1,703	1.8
小計	4,775	171,345	△2.7
タクトホームグループ			
(区分) 戸建分譲事業	5,028	155,927	5.6
マンション分譲事業	－	－	△100.0
請負工事業	75	1,378	43.9
その他	－	3,008	87.4
小計	5,103	160,314	6.7

セグメントの名称	件数	売上収益 (百万円)	前期比 (%)
アーネストワングループ			
(区分) 戸建分譲事業	11,847	279,370	△3.3
マンション分譲事業	855	30,577	10.4
請負工事事業	417	9,915	8.7
その他	—	335	△12.0
小計	13,119	320,198	△1.9
アイディホームグループ			
(区分) 戸建分譲事業	3,317	86,591	△17.9
マンション分譲事業	—	—	—
請負工事事業	55	1,230	39.6
その他	—	353	△18.7
小計	3,372	88,175	△17.4
その他 (注) 4			
(区分) 戸建分譲事業	12	530	40.9
マンション分譲事業	22	576	118.5
請負工事事業	5	32	—
その他	—	17,378	75.4
小計	39	18,517	75.5
(区分計) 戸建分譲事業	41,534	1,190,465	△6.1
マンション分譲事業	1,942	75,035	△10.9
請負工事事業	3,326	73,458	4.1
その他	—	48,032	45.5
総合計	46,802	1,386,991	△4.8

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 戸建分譲事業には、戸建住宅のほか、宅地等が含まれます。マンション分譲事業には、分譲マンションのほか、マンション用地等が含まれます。請負工事事業には、注文住宅のほか、リフォームやオプション工事等が含まれます。

3. 請負工事事業等の売上収益は、一定期間にわたり履行義務が充足されることに伴って認識される収益ですが、件数はいずれの区分も資産の引渡し件数を記載しております。

4. 「その他」のセグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ファーストウッドグループ及びRFPグループの木材製造事業等、ホームトレードセンター(株)及び当社の事業に係るもの等であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は228億37百万円（使用权資産を含む）であり、その主なものは、東栄住宅グループにおける賃貸資産の取得等に係る設備投資53億68百万円及びファーストウッドグループにおける真岡工場の工事等に係る設備投資45億4百万円であります。

③ 資金調達状況

当社グループの主な資金需要は事業用土地購入費であります。

当連結会計年度において、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を総額4,729億91百万円締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入残高合計は2,002億56百万円であります。

なお、その他の短期借入金及び長期借入金の残高合計は3,001億77百万円であり、当連結会計年度末の借入実行残高は5,004億33百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年1月14日付でRussia Forest Products (BVI) Limited（以下「RFP (BVI)」という。）の75.0%の株式を取得し、RFP (BVI) 及びRFP (BVI) を親会社とするDallesprom JSC（以下「Dallesprom」という。）並びに、同じくRFP (BVI) を親会社とするAmurskaya Lesopromyshlennaya Kompaniya LLC（以下「ALK」という。）、その他、計19社（RFP (BVI) を含め当該企業グループを以下「RFPグループ」という。）を子会社としました。また株式取得と同日付で、RFP (BVI) に対する同資本持分割合75.0%での第三者割当増資引受にかかる払込も行っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年 3 月期)	第 7 期 (2020年 3 月期)	第 8 期 (2021年 3 月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 収 益 (百万円)	1,344,987	1,402,019	1,456,199	1,386,991
営 業 利 益 (百万円)	97,111	83,513	121,263	153,306
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円)	65,469	53,752	83,316	103,381
基本的 1 株当たり 当期利益	227円02銭	186円39銭	288円91銭	358円49銭
資 産 合 計 (百万円)	1,389,255	1,536,537	1,474,931	1,696,098
資 本 合 計 (百万円)	758,220	794,639	859,869	930,559
1 株当たり親会社 所有者帰属持分	2,629円12銭	2,750円07銭	2,974円94銭	3,221円00銭

(注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
一建設 グループ	一建設(株)	3,298	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事業 投資用収益物件開発 販売事業
	住宅情報館(株)	100	100.0 (100.0)	請負工事業
	住宅情報館フィナンシャルサービス(株)	80	100.0 (100.0)	保険代理店事業 貸金業
	(株)リビングコーポレーション	100	100.0 (100.0)	投資用収益物件開発 販売事業
飯田産業 グループ	(株)飯田産業(注)4	2,000	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事業 不動産賃貸事業 スパ温泉事業
	(株)ファミリーライフサービス	1,000	100.0 (100.0)	貸金業
	パラダイスリゾート(株)	98	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 マンション分譲事業 不動産賃貸事業 ゴルフ場事業 スパ温泉施設管理事業
	(株)オリエンタル・ホーム(注)4	90	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事業
	ビルトホーム(株)(注)4	98	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事業
	(株)ユニバーサルホーム	491	100.0 (100.0)	請負工事業、サービ ス業(フランチャイズ 加盟店の募集及び指 導育成)

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東 栄 住 宅 グ ル ー プ	(株) 東 栄 住 宅	7,819	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	東栄ホームサービス(株)	50	100.0 (100.0)	リフォーム等の請負 工事事業 住宅メンテナンス事業
	(株)東栄藤義建設(注) 5	30	100.0 (100.0)	土木事業 住宅基礎事業 地盤関連事業 不動産事業
タ ク ト ホ ー ム グ ル ー プ	タクトホーム(株)	1,429	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
	(株) ソ リ ド ・ ワ ン	50	100.0 (100.0)	宅地造成工事事業 給排水工事事業
	ティーアラウンド(株)	50	100.0 (100.0)	戸建分譲事業 請負工事事業 不動産賃貸事業
ア ー ネ ス ト ワ ン グ ル ー プ	(株) ア ー ネ ス ト ワ ン	4,269	100.0	戸建分譲事業 マンション分譲事業 請負工事事業
	(株)エイワンプラス(注) 3	60	50.0 (50.0)	住宅設備機器販売事業 住宅メンテナンス事業
ア イ デ ィ ホ ー ム グ ル ー プ	アイディホーム(株)(注) 6	879	100.0	戸建分譲事業 請負工事事業
	(株)サン・プラザホーム(注) 6	40	100.0 (100.0)	請負工事事業
そ の 他	ファーストウッド(株)	498	100.0	集成材製造・ プレカット加工等の 木材製造事業
	ファーストプライウッド(株)	370	95.0 (95.0)	単板積層材(LVL)等の 木材製造事業
	青森プライウッド(株)	270	99.1 (99.1)	単板積層材(LVL)等の 木材製造事業
	RFP(BVI)(注) 7	587 百万 米ドル	75.0	林産・木材加工会社の 持分を保有する持株 会社
	Dallesprom(注) 7	743 百万 露ループ	100.0 (100.0)	原木生産・販売
	ALK(注) 7	1,769 百万 露ループ	100.0 (100.0)	木材加工

セグメントの名称	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
その他	ホームトレードセンター(株)	290	100.0	戸建分譲事業 不動産仲介事業
	I G ウ イ ン ド ウ ズ (株)	150	100.0	複層ガラスの製造販売事業
	ファーストプラス(株)	77	100.0	システムキッチン等 住宅設備機器の製造 販売事業
	(株)オリエント	200	100.0	内装建材(ドア・フロア・階段・収納等)の 製造販売
	その他16社(注)7			

- (注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。
 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 3. 2022年3月31日付にて、当社の完全子会社である(株)アーネストワンが(株)エイワンプラスの出資持分譲受を行ったことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。なお出資比率が100分の50以下ではありますが、議決権割合は100分の50超であります。
 4. 当社の完全子会社である(株)飯田産業、(株)オリエンタル・ホーム及びビルトホーム(株)は2022年4月1日を効力発生日として、(株)飯田産業を存続会社、(株)オリエンタル・ホーム及びビルトホーム(株)を消滅会社とする吸収合併を行っております。
 5. (株)東栄藤義建設は2022年4月1日付で、商号を(株)東栄ランドに変更しております。
 6. 当社の完全子会社であるアイディホーム(株)及び(株)サン・プラザホームは2022年4月1日を効力発生日として、アイディホーム(株)を存続会社、(株)サン・プラザホームを消滅会社とする吸収合併を行っております。
 7. 2022年1月14日付でRFP (BVI) の75.0%の株式を取得し、RFPグループ(計19社)を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、“人生100年時代”に向けて既存ビジネスモデルを進化・変革し、持続可能な社会の実現と企業の持続的な成長との両立を図るべく、2024年3月期を最終年度とする「第3次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）」を策定しました。第3次中期経営計画では「コア事業の競争力強化」と「事業ポートフォリオの拡大」の2つを基本戦略として掲げており、当社グループの成長の原動力である“グループ内の健全な競争”を更に加速させるため、戸建分譲事業で培った“競争と協調のコントロール”を他事業にも展開していく方針です。

また、これらの戦略を推進するにあたっては、子会社の業務執行に対するホールディングスの監督機能を強化し、適正な事業運営が担保される体制に再構築してまいります。

① コア事業の競争力強化

戸建分譲事業は当社グループの中核的事业であり、安定的な収益を上げる事業と位置付けております。競争が厳しくなる事業環境の中で、土地仕入や建築資材の調達から設計、施工、販売、アフターサービスまで一貫してグループ内で行うというビジネスモデルを進化させ、お客様の求める商品をより高いコスト競争力を持って提供できる仕組みを構築いたします。更に、長寿命化による人生100年時代の到来に備えて、お客様に長く安心して暮らして頂けるよう、当社グループが提供する分譲戸建住宅は、全棟で住宅性能表示制度4分野の最高等級を取得し、購入後は、定期的なメンテナンスを徹底する体制を構築することで時代の変化に対応したビジネスモデルへと強化・再構築を図る方針です。

② 事業ポートフォリオの拡大

戸建分譲事業で培った“競争と協調のコントロール”をマンション分譲事業、注文住宅事業、メンテナンス・リフォーム事業、収益不動産ビジネス等のストック事業等にも展開し、事業育成に取り組むことで、安定的な収益構造の構築を図ります。また、海外市場においても中長期的に成長が見込まれる市場をターゲットとして選定し、住宅関連事業の展開を進めてまいります。

上記の基本戦略に加えて、サステナビリティ経営の推進を第3次中期経営計画の重点施策の一つとして掲げております。当社グループの「誰もがあたり前に」という事業コンセプトをサステナビリティ経営でも推進すべく、健康経営の推進により組織全体の生産性を高め、社会課題の解決と当社グループの持続的な成長の両立を図る方針です。

【サステナビリティ基本方針】

人生100年時代、持続可能な社会の創造へ。

私たち飯田グループは、住宅業界のリーディングカンパニーとして持続的成長と社会貢献で、より多くの人々が幸せに暮らせる豊かな社会づくりを推進し、企業価値の向上に努めます。

- ・より多くの人々が長く安心して生き活きと暮らせる住環境の実現を目指します。
- ・事業を通じて環境に配慮した住宅・サービスを提供し、CO2排出量削減や廃棄物の抑制、生物多様性の保全などに取り組みます。
- ・個人の人権、多様な価値観を尊重するとともに、安全で快適な職場環境を実現し働きがいのある健康的な職場環境の整備に努めます。
- ・あらゆる法令、規則等やルールを厳格に遵守するとともに腐敗防止に取組み、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・適切な情報開示により、透明性や信頼性を高め、ステークホルダーとの積極的な対話に努めます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業を主な事業としており、当社と主要な関係会社の当該事業における位置付けは「(3) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(6) 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号

② 子会社

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
一 建設 グループ	一 建設 (株)	本 社：東京都豊島区 (本店所在地：東京都練馬区) 支 社：愛知県名古屋市、大阪府吹田市 営業所：114店舗
	住 宅 情 報 館 (株)	本 社：神奈川県相模原市 営業所：61店舗
	住宅情報館フィナンシャルサービス(株)	本 社：神奈川県相模原市
	(株)リビングコーポレーション	本 社：東京都渋谷区 支 店：愛知県名古屋市、福岡県福岡市
飯 田 産 業 グループ	(株) 飯 田 産 業	本 社：東京都武蔵野市 支 店：5店舗 営業店：11店舗 営業所：53店舗 ホテル：宮古島来間リゾート シーウッドホテル (沖縄県)、江の島ホテル (神奈川県)
	(株)ファミリーライフサービス	本 社：東京都武蔵野市 営業所等：32店舗
	パラダイスリゾート(株)	本 社：東京都武蔵野市 事業所：1ヶ所 ゴルフ場：イーストウッドカントリークラブ (栃木県)
	(株)オリエンタル・ホーム	本 社：福岡県福岡市 支 店：2店舗 営業所：10店舗
	ビルトホーム (株)	本 社：東京都荒川区 営業店：5店舗
	(株)ユニバーサルホーム	本 社：東京都中央区 営業店：直営店16店舗 フランチャイズ87店舗 事務所：2ヶ所
東 栄 住 宅 グループ	(株) 東 栄 住 宅	本 社：東京都西東京市 支 店：3店舗 営業所：59店舗
	東 栄 ホ ー ム サ ー ビ ス (株)	本 社：東京都小平市 事業所：8ヶ所
	(株) 東 栄 藤 義 建 設	本 社：千葉県松戸市 営業所：4店舗

セグメントの名称	連結子会社	主要な営業所等
タクトホームグループ	タクトホーム(株)	本社：東京都西東京市 営業所：57店舗
	(株)ソリド・ワン	本社：東京都西東京市 営業所：3店舗
	ティーアラウンド(株)	本社：東京都西東京市 営業所：5店舗
アーネストワングループ	(株)アーネストワン	本社：東京都西東京市 営業所：108店舗
	(株)エイワンプラス	本社：東京都西東京市 営業所：5店舗
アイディホームグループ	アイディホーム(株)	本社：東京都新宿区 営業所：46店舗
	(株)サン・プラザホーム	本社：福岡県福岡市 営業所：3店舗
その他	ファーストウッド(株)	本社：福井県福井市 工場：3ヶ所 営業所：1店舗
	ファーストプライウッド(株)	本社：青森県上北郡六戸町 工場：1ヶ所
	青森プライウッド(株)	本社：青森県上北郡六戸町 工場：1ヶ所
	RFPグループ	本社：ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市 工場：ロシア連邦ハバロフスク地方アムールスク市
	ホームトレードセンター(株)	本社：東京都武蔵野市 営業所：28店舗
	IGウィンドウズ(株)	本社：東京都武蔵野市 工場：3ヶ所 営業所：4店舗
	ファーストプラス(株)	本社：東京都武蔵野市 工場：2ヶ所 営業所：4店舗
	(株)オリエント	本社：群馬県沼田市 工場：2ヶ所

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(人)	前連結会計年度末比 増減
一 建設グループ	2,773	13人減
飯田産業グループ	1,836	20人増
東栄住宅グループ	914	29人増
タクトホームグループ	1,000	52人増
アーネストワングループ	1,642	18人減
アイディホームグループ	643	15人減
その他の	3,896	2,610人増
全社(共通)	111	16人増
合計	12,815	2,681人増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社の従業員数であります。
3. 当連結会計年度においてRFPグループを子会社化したこと等により、その他の従業員数が前連結会計年度末に比べ2,610人増加しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	167,269百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	119,407百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	56,763百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	23,892百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	16,472百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	16,011百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	10,400百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,669百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	7,544百万円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	5,533百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 294,431,639株
- ③ 株主数 17,464名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
飯 田 興 産 株 式 会 社	52,970,373株	18.37%
西 河 洋 一	29,143,120株	10.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,869,500株	9.32%
森 和 彦	18,420,533株	6.39%
有 限 会 社 K . フ ォ レ ス ト	11,662,080株	4.04%
飯 田 和 美	8,350,340株	2.90%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	7,902,600株	2.74%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RESILCHES STER INTERNATIONAL INVESTORS INTE RNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	7,741,700株	2.68%
山 本 商 事 株 式 会 社	6,642,000株	2.30%
飯 田 一 樹	4,538,934株	1.57%

(注) 持株比率は自己株式 (6,052,582株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役名誉会長	森 和彦	(株)飯田産業代表取締役会長 パラダイスリゾート(株)代表取締役社長 (有)K. フォレスト代表取締役 住宅新興事業協同組合代表理事
代表取締役社長	兼井 雅史	グループ事業推進本部長 (株)飯田産業取締役 ホームトレードセンター(株)代表取締役社長 ファーストウッド(株)代表取締役社長 ファーストプライウッド(株)取締役 IGウインドウズ(株)取締役 ファーストプラス(株)取締役 アイディホーム(株)取締役
代表取締役専務	西野 弘	管理本部長 (株)東栄住宅取締役 東栄ホームサービス(株)代表取締役会長 住宅新興事業協同組合理事 (株)アーネストワン取締役 ホームトレードセンター(株)取締役
取締役専務	堀口 忠美	一建設(株)代表取締役社長 住宅情報館(株)取締役 第一住宅協同組合理事 (株)リビングコーポレーション取締役
取締役相談役	山本 重穂	タクトホーム(株)代表取締役会長 (株)ソリド・ワン代表取締役会長 ティーアラウンド(株)代表取締役会長 住宅新興事業協同組合専務理事

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	久林欣也	アイディホーム(株)代表取締役社長 住生活空間(株)代表取締役社長 第一住宅協同組合理事
取締役	松林重行	(株)アーネストワン代表取締役社長 第一住宅協同組合理事
取締役	小寺一裕	タクトホーム(株)代表取締役社長兼営業本部長 (株)ソリド・ワン取締役 BMM(株)代表取締役社長
取締役	佐々木俊彦	帝京大学経済学部経済学科教授
取締役	長谷川榮一	ブラックストーングループジャパン(株)エグゼクティブアドバイザー (株)ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー 東京大学公共政策大学院客員教授
常勤監査役	石丸郁子	ファーストウッド(株)監査役 ホームトレードセンター(株)監査役
常勤監査役	島崎誠	—
監査役	田中千税	田中千税税理士事務所所長
監査役	藤田浩司	奥野総合法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士 トレンドマイクロ(株)監査役 イリソ電子工業(株)監査等委員

- (注) 1. 取締役佐々木俊彦氏及び長谷川榮一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中千税氏及び藤田浩司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田中千税氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社子会社において監査役の経験を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役佐々木俊彦氏及び長谷川榮一氏並びに社外監査役田中千税氏及び藤田浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
金子 竜幸	2021年6月7日	辞任	常勤監査役	—
浅野 昌弘	2021年6月25日	任期満了	取締役	一般社団法人アフリカ協会副理事長
西河 洋一	2021年11月30日	辞任	取締役会長	(株)アーネストワン取締役会長 (株)エイワンプラス取締役 ダイヤロン(株)代表取締役会長 第一住宅協同組合代表理事 社会福祉法人年輪理事長
千葉 雄二郎	2021年12月7日	辞任	取締役	(株)飯田産業代表取締役社長 (株)ファミリーライフサービス 代表取締役社長 ビルトホーム(株)取締役 (株)オリエンタル・ホーム取締役 (株)ユニバーサルホーム代表取締役社長

③ 当事業年度中における取締役の地位・担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森 和彦	代表取締役会長	取締役名誉会長	2021年4月1日
兼井 雅史	代表取締役副社長	代表取締役社長	2021年4月1日
西野 弘	常務取締役	専務取締役	2021年4月1日
	専務取締役	取締役専務	2021年5月24日
	取締役専務	代表取締役専務	2022年3月8日
堀口 忠美	常務取締役	専務取締役	2021年4月1日
	専務取締役	取締役専務	2021年5月24日

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、監査役、会計監査人、執行役員及びその他会社法上の重要な使用者であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を補償します。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬の決定に関する方針

(a) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、取締役会において、以下のとおり取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、第5期より運用しております。

取締役の報酬については、基本報酬となる「固定報酬」と、業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」によって構成されており、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、同業あるいは同規模の他企業における役員報酬水準を参考にするほか、会社の業績及び各取締役の役位、職責、在任期間等を踏まえた適正な水準となるよう設定しております。その報酬総額は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会において決定しております。

監査役の報酬については、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、株主総会において承認された範囲内で、その職責、位置づけ等を踏まえ、定額報酬として経験及び職位に応じて定められた額を支給しております。

(b) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

役職ごとの方針として、前述のとおりですが、業務執行から独立した立場である独立社外取締役の報酬は業績連動報酬が相応しくないため、固定報酬のみとしております。

また、監査役の報酬についても前述のとおりです。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有し、取締役（独立社外取締役を除く）の報酬等については取締役会が「固定報酬算定表」及び「業績連動報酬総額上限の算定方法」を決定したうえで、個別報酬額の決定については、その範囲内で代表取締役社長に一任しております。

また、独立社外取締役の報酬等については、取締役会で固定報酬のみとする方針を定め、代表取締役社長に個別報酬額の決定を一任しております。

当事業年度においては、2021年4月の取締役会で、代表取締役社長の兼井雅史氏に取締役の個別報酬額の具体的内容を委任する旨の決議をしております。委任する権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び担当事業の業績を踏まえた報酬の評価配分であり、これら権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、当社では独立社外取締役が2名おり、指名や報酬の決定を通じた業務執行の適切な評価と、評価等を通じた将来志向のインセンティブ付けによる監督のほか、助言や議決権行使による業務執行の意思決定への関与といった役割や機能を果たしております。各取締役の報酬等についても、独立社外取締役が適宜確認できる体制となっているため、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等の額の決定に関する方針の決定権限は、監査役会が有し、その職責、位置づけ等を踏まえ、定額報酬として経験及び職位に応じた額を支給するとの方針を定めたとうえで、監査役会における監査役相互の協議にもとづき、個別報酬額を決定しております。

(d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等は設置しておりません。

(e) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関しては、前述のとおり、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮する方針としております。

(f) 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選定した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

事業年度毎の環境変化に適応しながら、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして有効に機能させるため、主な子会社が中長期的に安定して事業規模を成長させたと仮定した場合の売上目標（理論値）に対する利益額実績の比率を指標とし、指標の算出に使用した利益額に指標の水準毎に予め定めた係数を乗じた額を業績連動報酬の総額上限として決定しております。

(g) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標についての目標は設定しておりませんが、当該指標が一定水準未滿の場合、業績連動報酬が生じない制度設計としております。当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績は8.9%と支給水準を満たしており、「業績連動報酬総額上限の算定方法」に従い業績連動報酬は支給されます。

(h) 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

取締役の報酬等の総額については、2014年6月27日の株主総会において年額1,200百万円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名）で決議され、監査役の報酬等の総額については、2017年6月27日の株主総会において年額70百万円以内（当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名）で決議されております。

(i) 報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度の実績（独立社外取締役を除く）の報酬等については、2017年3月の取締役会において、「固定報酬算定表」及び「業績連動報酬総額上限の算定方法」を決議し、その範囲内での個別報酬額の決定を、2021年4月の取締役会において代表取締役社長に一任する決議を行っております。

当事業年度の実績（独立社外取締役の報酬等）については、2021年4月の取締役会において、その個別報酬額の決定を、代表取締役社長に一任する決議を行っております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (3)	184百万円 (14)	229百万円 (-)	-百万円 (-)	414百万円 (14)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	58 (9)	- (-)	- (-)	58 (9)
合 計 (うち社外役員)	11 (5)	243 (23)	229 (-)	- (-)	473 (23)

- (注) 1. 上記には、2021年6月7日付で退任した監査役1名、2021年6月25日開催の第8期(2021年3月期)定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び2021年11月30日付で辞任により退任した取締役1名の在任中の報酬額等が含まれております。
2. 取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の第1期定時株主総会において年額1,200百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2017年6月27日開催の第4期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐々木俊彦氏は、帝京大学経済学部経済学科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役長谷川榮一氏は、ブラックストーングループジャパン(株)エグゼクティブアドバイザー、(株)ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー、東京大学公共政策大学院客員教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役田中千税氏は、田中千税税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤田浩司氏は、奥野総合法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士、トレンドマイクロ(株)監査役、イリソ電子工業(株)監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	佐々木 俊 彦	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地及び経営アドバイザーを務めた経験から、報告事項や決議事項について適宜質問し、積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	長谷川 榮 一	2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に経済政策の専門家としての高度な知見及び大学教授や他団体での豊富な経験から、報告事項や決議事項について適宜質問し、積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	田 中 千 税	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	藤 田 浩 司	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会において主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	389百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、法令遵守や企業倫理の徹底を図るため「飯田グループ行動基準」を定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、これをグループの全役員及び使用人に配付する。
 - (2) コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンスの状況について検証を行うとともに、コンプライアンスプログラムの企画・立案・実施等を通じて、コンプライアンスの充実・徹底を図る。
 - (3) 内部監査室は、子会社の内部監査部門と連携を図り、内部監査規程に基づく監査を行い、経営に重要な影響を及ぼすと思われる事項については、社長、監査役及びグループ経営会議等に報告する。
 - (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する報告体制として内部通報制度を構築し、社内外に通報窓口を設置するとともに、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - (5) 当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、各社の監査役及び監査役会の監査方針及び監査計画に基づき監査を受ける。また、監査役は、グループ内の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会は、稟議書及び議事録等の取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存管理する体制を構築し、文書管理規程に定めるとともに、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、整理・保存する。
 - (2) 監査役会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理に係る社内規程を含む体制等を整備するとともに、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び各部署の責任者は、担当する業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、定期的な見直しを行う。
- (3) 当社及び子会社の社長を構成メンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・管理するとともに、委員会を構成する組織としてリスク管理やコンプライアンスを協議・統制する部会を各々設置し、効果的かつ効率的なリスクマネジメントを実施する。
- (4) グループ全体の重要なリスクについては、リスクマネジメント委員会で十分討議し対策を検討するほか、特に重要なものについては取締役会で審議する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会及びグループ経営会議を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、各責任者及びその責任、執行手続きについて定めるほか、法令上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、職務権限規程で取締役等に業務執行の決定権を委任しており、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の代表取締役及び取締役会は、他の取締役の職務執行の監視・監督を行うとともに、重要な事項について当社の取締役会に報告する。
- (2) 子会社から当社への報告事項等を定めた関係会社管理規程を設け、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援するとともに、報告制度等によりグループ全体の業務の適正を管理する。
- (3) 子会社の管理状況及び業務活動については、当社及び子会社において監査役の監査及び内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金などの改定については、監査役会の同意を得た上で決定する。
 - (2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の役員及び使用人等は、当社グループの業績等に著しい損害を及ぼす恐れのある重要な事項について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 子会社の運営状況や重要な不正行為等については、取締役会やグループ経営会議等を通じて定期的に監査役に報告するとともに、監査役の求めがある場合は随時報告を行うものとする。
 - (3) 内部通報窓口への通報内容が、監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役へ通報を希望する場合は速やかに監査役に報告する。
 - (4) 当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。また、被通報者に対しても、事の真意が明らかになるまでは、当該報告がされたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと判断した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、グループ経営会議及びその他の重要会議に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対し、その説明を求めることができる。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催するとともに会計監査人、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、当社及び子会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に基づき、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体、個人に対しては毅然とした態度で対応し、一切の取引を行わないものとする。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス

「飯田グループ行動基準」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に法令や社会規範の遵守が企業活動の前提であることを示すとともに、全社員に対する「コンプライアンス・マニュアル」の配付やコンプライアンスに係る研修等を適宜実施することで、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を図っております。また、定期的にコンプライアンス部会を開催し、コンプライアンスプログラムの策定やグループ全体のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を審議したほか、内部監査部門による監査や内部通報制度の適切な運営等により、当社グループにおけるコンプライアンス態勢の整備並びに推進等を図りました。

2. リスク管理

当社及び主要子会社の社長等を構成メンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを統括・管理するとともに、リスク管理部会とコンプライアンス部会を傘下に設置し、全社横断的な視点で、効率的かつ効果的なリスクマネジメントに取り組みました。また、リスク管理を含む社内規程を整備するとともに、定期的にリスク管理部会を開催し、所在するリスクの把握、施策の検討等により、当社グループにおけるリスクへの対応を図っております。

3. 子会社経営管理

当社取締役が主要子会社の取締役を兼務することで、株主への責任やグループ全体の視点から子会社経営に取り組む体制とし、当社グループにおける報告、管理体制の確立等、企業統治の枠組みを確保しております。また、「関係会社管理規程」等の制定により、その重要性に応じて当社が決裁すべき事項と報告を受けるべき事項を明確化し、もってグループ全体の業務に係る適切な運営及び管理を確保する体制を整備しております。

4. 効率的な職務執行体制

定期的な取締役会やグループ経営会議等の開催に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、業務の効率的な執行を図るほか、取締役の職務執行状況を監督しております。また、当社及び子会社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図っております。

5. 監査役監査体制

監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、必要に応じて取締役、使用人等にヒアリング等を行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行うことにより企業統治体制の確立に努めております。また、代表取締役等との定期的な意見交換、並びに、会計監査人及び内部監査室等内部統制に係る組織との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務を遂行しております。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,262,005	流 動 負 債	468,169
現金及び預金	561,261	社債及び借入金	248,665
営業債権及びその他の債権	14,575	リース負債	6,563
契約資産	5,095	営業債務及びその他の債務	134,851
棚卸資産	615,053	その他の金融負債	13,787
営業貸付金及び営業未収入金	26,234	未払法人所得税等	33,054
未収還付法人所得税	13,233	契約負債	9,670
その他の金融資産	4,256	その他の流動負債	21,575
その他の流動資産	22,294	非 流 動 負 債	297,370
非 流 動 資 産	434,092	社債及び借入金	251,767
有形固定資産	128,201	リース負債	17,113
使用権資産	21,397	その他の金融負債	7,245
のれん	220,222	退職給付に係る負債	11,866
無形資産	3,829	引当金	6,718
その他の金融資産	44,796	繰延税金負債	1,434
繰延税金資産	15,232	その他の非流動負債	1,223
その他の非流動資産	412	負 債 合 計	765,539
		資 本	
		親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分	928,870
		資本金	10,000
		資本剰余金	411,754
		利益剰余金	523,545
		自己株式	△13,207
		その他の資本の構成要素	△3,222
		非 支 配 持 分	1,689
		資 本 合 計	930,559
資 産 合 計	1,696,098	負 債 及 び 資 本 合 計	1,696,098

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	1,386,991
売 上 原 価	△1,091,057
売 上 総 利 益	295,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△139,134
そ の 他 の 営 業 収 益	1,739
そ の 他 の 営 業 費 用	△5,232
営 業 利 益	153,306
金 融 収 益	2,315
金 融 費 用	△3,421
税 引 前 利 益	152,200
法 人 所 得 税 費 用	△48,278
当 期 利 益	103,921
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	103,381
非 支 配 持 分	540
当 期 利 益	103,921

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外 活動 換	営業 体の 差額 確定給付制度 の再測定
2021年4月1日残高	10,000	418,161	445,464	△13,205	-	△453
当期利益	-	-	103,381	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	△149	△242
当期包括利益合計	-	-	103,381	-	△149	△242
配当金	-	-	△25,377	-	-	-
自己株式の変動	-	-	-	△1	-	-
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	101	-	-	-
その他	-	-	△24	-	-	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	-	-	△25,300	△1	-	-
支配継続子会社 に対する持分変動	-	409	-	-	-	-
企業結合による変動	-	-	-	-	-	-
非支配株主に係る売建プ ット・オプションによる変動	-	△6,815	-	-	-	-
子会社に対する所有持分の 変動額合計	-	△6,406	-	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	△6,406	△25,300	△1	-	-
2022年3月31日残高	10,000	411,754	523,545	△13,207	△149	△696

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合 計
	その他の資本の構成要素		合 計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合 計			
2021年4月1日残高	△2,054	△2,508	857,911	1,958	859,869
当期利益	-	-	103,381	540	103,921
その他の包括利益	△220	△612	△612	-	△612
当期包括利益合計	△220	△612	102,768	540	103,309
配当金	-	-	△25,377	△87	△25,465
自己株式の変動	-	-	△1	-	△1
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△101	△101	-	-	-
その他の	-	-	△24	-	△24
所有者による拠出及び所有者への分配合計	△101	△101	△25,403	△87	△25,491
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	409	△465	△55
企業結合による変動	-	-	-	△613	△613
非支配株主に係る売建プット・オプションによる変動	-	-	△6,815	357	△6,458
子会社に対する所有持分の変動額合計	-	-	△6,406	△721	△7,127
所有者との取引額等合計	△101	△101	△31,810	△809	△32,619
2022年3月31日残高	△2,376	△3,222	928,870	1,689	930,559

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して作成しております。
 なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 46社
- ・主要な連結子会社の名称
 - 一建設(株)、(株)飯田産業、(株)東栄住宅、タクトホーム(株)
 - (株)アーネストワン、アイディホーム(株)
 - ファーストウッド(株)、RFP (BVI) 、ホームトレードセンター(株)
 - IGウインドウズ(株)、ファーストプラス(株)、(株)オリエント
 - 住宅情報館(株)、住宅情報館フィナンシャルサービス(株)
 - (株)リビングコーポレーション
 - (株)ファミリーライフサービス、パラダイスリゾート(株)
 - (株)オリエンタル・ホーム、ビルトホーム(株)、(株)ユニバーサルホーム
 - 東栄ホームサービス(株)、(株)東栄藤義建設
 - (株)ソリド・ワン、ティーアラウンド(株)
 - (株)エイワンプラス、(株)サン・プラザホーム
 - ファーストプライウッド(株)、青森プライウッド(株)
 - Dallesprom、ALK

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用すべき関連会社はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社には、実務上の理由により、決算日が異なる子会社が含まれております。当該子会社の決算日は12月末日です。連結計算書類の作成にあたって、決算期が異なることから生じる重要な差異については、必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) デリバティブ以外の金融資産

イ. 当初認識及び測定

デリバティブ以外の金融資産は、当社グループが金融資産に関する契約の当事者となった取引日に認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

ロ. 分類

当社グループは、金融資産について、「償却原価で測定する金融資産」「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

(a) 負債性金融資産

償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記のいずれにも分類されないものについて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、会計上のミスマッチを解消又は大幅に削減するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産に対し、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合があります。

(b) 資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ハ. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価により測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しております。

また、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識していた累積損益について、負債性金融資産は純損益に、資本性金融資産は利益剰余金に振り替えております。

なお、資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

ニ. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（負債性金融商品）については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

金融資産のステージ分類

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、貸倒引当金の認識・測定に当たっては、金融資産に関する信用リスクの著しい増加の有無及び信用減損の有無によって金融資産をステージに分類しております。

ステージ1：信用リスクの著しい増加が見受けられない。

ステージ2：信用リスクの著しい増加が見受けられるが、信用減損は見受けられない。

ステージ3：信用リスクの著しい増加、信用減損がともに顕在化している。

各ステージにおける予想信用損失の対象期間

当社グループは、上記の分類に基づき、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合（ステージ1）には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合（ステージ2及びステージ3）には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。（一般的なアプローチ）

なお、上記のステージに関わらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産は、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。（単純化されたアプローチ）

信用リスクの著しい増加の判定方法

当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、契約上の支払期日より30日超の経過があった場合など、当初認識時と比較して、期末日に債務不履行発生リスクが著しく増加している場合に信用リスクが著しく増加していると判定します。

債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、期日経過の情報のほか、以下も考慮しております。

- ・発行体の外部信用格付の著しい変動
- ・投融資先の経営成績の変動
- ・投融資先の財政状態の変動

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

債務不履行の定義及び信用減損金融資産の判定方法

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化し、契約上の支払期日より90日超の経過があった場合などを債務不履行が生じていると判定し、債務不履行となっている資産、及び投融資先の重大な財政的困難、経営成績の悪化などにより、将来的に回収が困難と見込まれる資産を信用減損金融資産と判定しております。

直接償却の方針

なお、上記のステージに関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

予想信用損失の見積りに用いたインプット、仮定及び見積技法

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

ホ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

(ii) デリバティブ以外の金融負債

イ. 当初認識及び測定

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、すべて当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、「償却原価で測定する金融負債」については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しており、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の取引費用は、純損益に認識しております。

ロ. 分類及び事後測定

当社グループは、金融負債について、「償却原価で測定する金融負債」「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」「非支配株主に係る売建プット・オプション」のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債

当社グループは、金融負債については、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類されるもの等を除き、「償却原価で測定する金融負債」に分類しております。

「償却原価で測定する金融負債」については、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

金融負債が、トレーディング目的保有又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定された場合、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類されます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

非支配株主に係る売建プット・オプション

企業結合時に非支配株主に対してプット・オプション（共同出資者間での合意により、支配獲得後の一定期間経過後に一定の価格にて非支配株主となる共同出資者がその出資持分を当社に売り渡す権利）を付与した場合は、そのプット・オプションの償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに、当該プット・オプションに係る非支配持分の認識を中止し、差額を資本剰余金として処理しております。プット・オプションの当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

ハ. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

(iii) デリバティブ

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得又は損失は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効な部分はその他の包括利益を通じて連結財政状態計算書においてその他の資本の構成要素として認識しております。

(iv) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法等を含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的価値及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

(v) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ

当社グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうち、ヘッジ会計の要件を満たしていないものがあります。これらのデリバティブの公正価値の変動は全て即時に純損益で認識しております。

(vi) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(vii) 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は主として個別法に基づいて算定されており、取得費、外注費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

棚卸資産は、主として、販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金、貯蔵品及び原材料から構成されております。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、主に定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

当期における見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～90年
- ・機械設備及び車両運搬具 2年～30年
- ・工具器具及び備品 2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

④ 無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産については償却を行わず、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

- ・ソフトウェア 3年～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑤ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において使用権資産に係る減価償却費と区分して認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑥ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑦ 従業員給付

当社及び連結子会社は、確定給付制度として退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

(i) 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

⑧ 重要な収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する

当社グループは、主要な事業として戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業を行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、それぞれの履行義務に関する情報、取引価格の決定方法、収益の認識時期等は、7. 売上収益に記載のとおりであります。

⑨ のれんに関する事項

企業結合から生じたのれんは、無形資産として計上しております。

のれんの償却は行わず、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

⑩ 外貨の換算基準

(i) 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループの機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

この結果生じる換算差額は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとして資本で繰り延べられる場合を除き、純損益に認識しております。

外貨建取得原価にて測定される非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートが著しく変動している場合等を除き、主に期中平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。ただし、当該在外営業活動体が非完全子会社である場合には、換算差額を非支配持分へ配分しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書を適用しております。

基準書	基準書名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	COVID-19に関連した賃料減免の借手の会計処理の改訂
IFRS第4号 IFRS第7号 IFRS第9号 IFRS第16号	保険契約 金融商品：開示 金融商品 リース	IBOR改革に伴い、既存の金利指標を代替的な金利指標に置換える時に生じる財務報告への影響に対応するための改訂

上記基準書の適用による当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

正味実現可能価額への評価減の額	1,108百万円
棚卸資産	615,053百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、当連結会計年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。当社グループは戸建分譲事業及びマンション分譲事業を営んでおり、過去の実績や近隣相場を参考にして、景気の見通し、金利や地価の変動、税制の変更等が購買者の購入意欲に及ぼす影響も考慮した上で、正味実現可能価額を測定しております。

② 主要な仮定

棚卸資産の正味実現可能価額の算定の基礎となる売価の見積りは、将来の経済状況の変動の結果により影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、経営者等の判断が必要であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

売価の見積りは、見積りの不確実性を伴い、見積売価が変動した場合には、棚卸資産の算定及び正味実現可能価額への評価減の額に影響が生じます。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 220,222百万円

当該のれんのうち主要なものは、2013年に共同株式移転の方法により一建設(株)、(株)飯田産業、(株)東栄住宅、タクトホーム(株)、(株)アーネストワン及びアイディホーム(株)の6社を完全子会社とする株式移転設立完全親会社として設立された際に発生したものであり、RFP (BVI) を含むRFPグループの企業結合によるもの等が含まれます。なお、RFPグループの企業結合により生じたのれんは、取得日における公正価値を基礎として取得した資産及び引き受けた負債への配分が完了していない現時点での最善の見積もりによる暫定的な公正価値であり今後修正する可能性があります。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法（のれんの減損テスト）

当社グループは、のれんについて、毎期かつ減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しており、当連結会計年度末においてはウクライナ情勢が及ぼす影響を踏まえた減損テストを行っております。

減損テストの回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

② 主要な仮定

使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の算定に用いた主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの見積額を算定するため将来の販売計画、仕入・生産計画及び割引率等であります。

使用価値又は処分コスト控除後の公正価値は、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コスト（WACC）を基礎として現在価値に割引いて算定しており、RFPグループに係るものは極めて先行きの不透明なウクライナ情勢の政治的・経済的不確実性を踏まえ、複数のシナリオを用いて算出しております。

当連結会計年度の減損テストにおける主な割引率は、6社に係るものは6.1%、RFPグループに係るものは14.4%～25.9%の複数の割引率を使用しました。

将来キャッシュ・フローの予測期間は各資金生成単位の事業並びに事業環境に応じた適切な期間を、必要に応じて複数設定しておりますが、事業計画の期間後の将来キャッシュ・フローを見積もる際には保守的に成長率をゼロとしております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

各資金生成単位グループに配分されたのれんの使用価値又は処分コスト控除後の公正価値は帳簿価額を上回っており、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の算定に用いた主要な仮定が合理的な範囲で変動したとしても、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

ただし、上記のとおり事業計画は、のれんの減損テストに使用した主要な仮定ではありますが、事業計画は主として売上収益の増減の影響を受けるほか、主要な仮定は将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の算定結果が異なる可能性があり、主要な仮定が合理的な範囲を超えて変動した場合には、減損テストの結果も異なる可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	1,856百万円
仕掛販売用不動産	11,223百万円
建物及び構築物	1,662百万円
土地	679百万円
差入保証金（非流動資産のその他の金融資産に含む）	36百万円
計	15,458百万円

上記には、抵当権の登記を留保されている販売用不動産1,715百万円、仕掛販売用不動産10,690百万円が含まれております。

② 担保に係る債務

短期借入金	8,709百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,419百万円
契約負債	503百万円
長期借入金	4,827百万円
計	15,459百万円

上記担保のほか、フラット35住宅ローン資金の担保として、将来回収予定の営業未収金（フラット35住宅ローン債権の住宅金融支援機構による買取代金）10,501百万円を譲渡担保として差し入れております。

また、フラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、営業貸付金568百万円に質権が設定されております。更に、フラット35住宅ローン及びフラット35融資に係るつなぎ融資資金の担保として、現金及び預金（普通預金）405百万円に質権が設定されております。

担保付債務は、フラット35住宅ローンに係る短期借入金10,501百万円、フラット35融資に係るつなぎ融資に係る短期借入金772百万円であります。

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保保証金（非流動資産のその他の金融資産）が7,406百万円、宅地建物取引業法に基づく営業保証金（非流動資産のその他の金融資産）が460百万円あります。

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループでは、借入金に関し取引銀行49行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約	454,991百万円
コミットメントライン契約	18,000百万円
借入実行残高	200,256百万円
借入未実行残高	272,734百万円

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	286百万円
契約資産	15百万円
営業貸付金及び営業未収入金	68百万円
その他の金融資産（流動資産）	13百万円
その他の金融資産（非流動資産）	5,361百万円

(4) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	55,868百万円
使用権資産	17,133百万円

(5) 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入金に対する債務保証

住生活空間(株)	785百万円
I ONE HOME,INC	664百万円
(株)クリエートコーポレーション	160百万円
その他	43百万円
計	1,653百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	294,431,639株	－株	－株	294,431,639株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	6,051,965株	617株	－株	6,052,582株

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り617株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,400	43	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	12,977	45	2021年9月30日	2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,977	45	2022年3月31日	2022年6月27日

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、主に戸建分譲事業及びマンション分譲事業を行うための資金及び運転資金等の資金需要に対し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については預金等に限定しております。

当社グループは、経営の健全性・効率性を維持し、持続的な成長を実現するため、事業のリスクに見合った適正な資本水準並びに負債・資本構成を維持することを基本方針としております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社及び一部の連結子会社において行っているデリバティブについては、為替変動リスク又は金利変動リスクを回避する目的で活用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

当社グループは、主に米ドルレート、露ルーブルレート及びインドネシアルピアレート等の変動による為替リスクに晒されておりますが、外貨建による原材料調達等については必要に応じて為替予約契約を利用しており、現時点においては、その影響は当社グループにとっては限定的なものであると考えております。

(6) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、主に事業用地の取得に対する資金調達を目的とした借入金及び社債の金利変動は、借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、主に月次単位で報告資料の作成を行い、急激な金利変動がないか管理を行うことにより金利変動リスクを管理しております。また長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約単位でデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(7) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、債券や株式等を保有していることから、これらの債券や株式の市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループは、定期的に公正価値や発行者等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(8) 金融商品の公正価値

① 金融商品の帳簿価額及び公正価値

2022年3月31日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び預金	561,261	561,261
営業債権及びその他の債権	14,575	14,575
営業貸付金及び営業未収入金	26,234	26,234
その他の金融資産	30,771	30,778
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	1,109	1,109
その他の金融資産（金利スワップ）	12	12
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	17,159	17,159
合計	651,125	651,132
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金	500,433	504,300
営業債務及びその他の債務	134,851	134,851
その他の金融負債	14,471	14,471
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
その他の金融負債（金利スワップ）	103	103
非支配株主に係る売建プット・オプション		
その他の金融負債	6,458	6,458
合計	656,318	660,185

② 金融商品の公正価値の算定方法

(現金及び預金)

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(営業債権及びその他の債権)

短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(営業貸付金及び営業未収入金、償却原価で測定するその他の金融資産)

短期の貸付金等は、主に変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、公正価値は帳簿価額と近似していることから、公正価値は当該帳簿価額によっております。

上記以外の長期の貸付金等の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

国債等の債券については、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産)

主に株式及び出資金等の資本性金融商品であり、上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定し、非上場株式及び出資金等の公正価値については、類似企業比較法、収益還元法及び簿価純資産法を併用して算定しております。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しております。収益還元法では、対象企業の株主資本コストを収益還元率とし、対象企業の収益額から公正価値を算定しております。非上場株式及び出資金等の公正価値測定に当たっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを考慮しております。国債等の債券については、取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格により算定しております。

なお、預託金方式による会員権等の負債性金融商品の公正価値は期末日の市場価格等によって算定しております。

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産（金利スワップ）は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(社債及び借入金)

社債及び借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(営業債務及びその他の債務)

当該債務については、主として短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(その他の金融負債)

償却原価で測定するその他の金融負債については、主として短期間に決済されるものであるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融負債（金利スワップ）は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

非支配株主に係る売建プット・オプションの公正価値は、主に外部専門家の評価に基づき計算しております。帳簿価額（償還金額の現在価値）は公正価値に近似しております。プット・オプションの公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

7. 売上収益

収益の分解

(1) 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

顧客との契約から認識した収益	1,379,523
その他の源泉から認識した収益	7,468
合計	1,386,991

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 分解した収益とセグメント収益の関連

主たる事業区分及び収益認識の時期による収益の分解とセグメントとの関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						計
	一建設 グループ	飯田産業 グループ	東栄住宅 グループ	タクトホーム グループ	アーネストワン グループ	アイディホーム グループ	
事業区分							
戸建分譲事業	303,478	205,116	159,450	155,927	279,370	86,591	1,189,934
マンション分譲事業	28,878	14,128	874	－	30,577	－	74,459
請負工事事業	43,448	8,135	9,317	1,378	9,915	1,230	73,425
その他	14,328	5,136	547	2,612	335	294	23,254
合計	390,134	232,516	170,189	159,918	320,198	88,116	1,361,074
一時点で移転される財	346,686	221,687	159,857	151,913	310,232	86,279	1,276,657
一定期間にわたり移転されるサービス	43,448	10,829	10,332	8,004	9,965	1,837	84,417
合計	390,134	232,516	170,189	159,918	320,198	88,116	1,361,074

	その他	合計
事業区分		
戸建分譲事業	530	1,190,465
マンション分譲事業	576	75,035
請負工事事業	32	73,458
その他	17,309	40,564
合計	18,448	1,379,523
一時点で移転される財	18,415	1,295,072
一定期間にわたり移転されるサービス	32	84,450
合計	18,448	1,379,523

当社グループは、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業であるその他の事業を行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

戸建分譲事業

戸建分譲事業は、すべての報告セグメントにて行っており、主に戸建住宅及び宅地の販売等に区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。

(戸建住宅及び宅地の販売)

戸建住宅及び宅地の販売は、用地の仕入から造成、企画、設計、施工までを自社一貫体制にて行った戸建住宅（土地付き建物）及び宅地を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

なお、当社グループの事業には、宅地を販売した顧客と一定期間内に当該宅地に建物を建築するための建物請負工事契約を締結し当該契約に基づき住宅の建築工事を請け負う事業があります。これらのうち戸建分譲事業には下記の注文住宅事業に区分されない一部の請負工事が含まれますが、当該請負工事における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、下記の請負工事事業における注文住宅事業と同様であります。

マンション分譲事業

マンション分譲事業は、主に「一建設グループ」「飯田産業グループ」「アーネストワングループ」にて行っており、主な収益を以下のとおり認識しております。

マンション分譲事業は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を主に一般消費者へ販売する事業等であります。当該マンション分譲事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の戸建分譲事業における戸建住宅と同様であります。

請負工事事業

請負工事事業は、すべての報告セグメントにて行っており、主に注文住宅事業、リフォーム・オプション工事事業に区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。

(注文住宅事業)

注文住宅事業は、規格型注文住宅及び自由設計注文住宅の建築工事を請け負う事業であり、顧客（一般消費者及び法人）との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。

当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって注文住宅事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額の受領日と同日としているため、建物引渡しと同時期に請負代金の支払いを受けております。

なお、戸建分譲事業等における販売促進費用等の顧客に支払われる対価の一部については、取引価格の減額であるとして売上収益を減額する会計処理を行っております。

8. 投資不動産に関する注記

投資不動産の総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,221円00銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 358円49銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得及び消却

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得および消却を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の拡充を図るためであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 800万株
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.77%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 200億円 |
| ④ 取得期間 | 2022年5月25日～2023年5月24日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
- ※本件により取得する自己株式につきましては、全株式を消却する予定です。

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の数 | 6,052,582株(2022年3月31日時点で保有していた自己株式) |
| ③ 消却予定日 | 2022年6月10日 |

(4) 2022年3月31日時点の自己株式の保有状況

- | | |
|------------------|--------------|
| 発行済株式総数(自己株式を除く) | 288,379,057株 |
| 自己株式数 | 6,052,582株 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	198,825	流 動 負 債	2,337
現金及び預金	99,766	短期借入金	1,000
関係会社未収入金	1,315	未払金	791
関係会社短期貸付金	80,000	未払法人税等	371
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	3,872	賞与引当金	65
未収還付法人税等	12,971	その他	108
その他	899	固 定 負 債	242,291
固 定 資 産	695,345	長期借入金	242,000
有 形 固 定 資 産	7,896	繰延税金負債	62
建物	3,631	退職給付引当金	119
構築物	32	その他	110
機械及び装置	643		
車両運搬具	1		
工具器具及び備品	228		
土地	3,089	負 債 合 計	244,629
リース資産	8	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	831	株 主 資 本	649,542
減価償却累計額	△571	資 本 金	10,000
無 形 固 定 資 産	88	資 本 剰 余 金	488,393
ソフトウェア	47	資本準備金	2,500
その他	41	その他資本剰余金	485,893
投資その他の資産	687,360	利 益 剰 余 金	163,350
関係会社株式	526,351	その他利益剰余金	163,350
関係会社出資金	1,250	繰越利益剰余金	163,350
関係会社長期貸付金	159,677	自 己 株 式	△12,201
その他	81	純 資 産 合 計	649,542
資 産 合 計	894,171	負 債 純 資 産 合 計	894,171

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	63,771	
経 営 指 導 料	4,389	
商 品 売 上 高	190	
不 動 産 賃 貸 収 入	117	
そ の 他	225	68,693
営 業 原 価		
商 品 売 上 原 価	180	
不 動 産 賃 貸 原 価	86	
そ の 他	172	440
営 業 総 利 益		68,253
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,360	4,360
営 業 利 益		63,892
営 業 外 収 益		2,115
営 業 外 費 用		1,421
経 常 利 益		64,587
税 引 前 当 期 純 利 益		64,587
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92	
法 人 税 等 調 整 額	62	155
当 期 純 利 益		64,432

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	10,000	2,500	485,893	488,393	124,295	124,295	△12,199	610,488
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△25,377	△25,377		△25,377
当 期 純 利 益					64,432	64,432		64,432
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	39,055	39,055	△1	39,053
当 期 末 残 高	10,000	2,500	485,893	488,393	163,350	163,350	△12,201	649,542

	純資産合計
当 期 首 残 高	610,488
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△25,377
当 期 純 利 益	64,432
自 己 株 式 の 取 得	△1
当 期 変 動 額 合 計	39,053
当 期 末 残 高	649,542

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備 定額法

上記以外の有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

機械及び装置 10～12年

工具器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用し、利息及び配当金等並びに賃貸収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は持株会社として、戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業を行う子会社等の経営管理を行うことを、主たる業務としております。経営管理業務については、子会社との経営指導契約に基づく受託業務を子会社に対し提供することを履行義務として識別しており、当該履行義務は経営指導契約に定める受託業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業収益の「その他」に含めて表示しておりました「商品売上高」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「商品売上高」は4百万円であります。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価 (RFPグループ)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	19,875百万円
関係会社長期貸付金	29,639百万円

当該計上した金額は、子会社であるRFP (BVI) への出資19,875百万円です。RFP (BVI) においては子会社18社への間接出資が行われており、当社からDallesprom (RFP (BVI) の100%子会社) への直接融資が29,639百万円あります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

RFP (BVI) の子会社18社を含む実質価額の回復可能性や融資の回収可能性について、主としてRFPグループ (RFP (BVI) を含む計19社) の将来の事業計画により判定しております。また、RFP (BVI) の実質価額にはRFPグループの超過収益力が加味されており、超過収益力の減少の有無をRFPグループの事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー及び割引率に基づいて判定しております。

② 主要な仮定

RFP (BVI) の実質価額及びその回復可能性の判断に用いた主要な仮定は、RFPグループにおける販売計画、生産価格及び割引率であります。将来の販売計画、生産計画及び割引率の見積りについては不確実性を伴い、将来の市況に関する経営者の判断を伴うものであります。これらの主要な仮定の詳細につきましては、連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記、のれんの評価をご参照下さい。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である将来の販売計画、生産計画及び割引率は、見積りの不確実性が高く、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合、RFPグループへの出資及び融資の評価に重要な修正を生じさせる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	319百万円
短期金銭債務	138百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

営業取引による取引高	
営業収益	68,427百万円
営業費用	780百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,256百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	6,052,582株
------	------------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	108百万円
賞与引当金	20百万円
未払金	8百万円
繰延資産償却超過額	7百万円
退職給付引当金	36百万円
繰越欠損金	74百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	259百万円
評価性引当額	△259百万円
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金負債	
為替差損益	△62百万円
繰延税金負債合計	△62百万円
繰延税金負債の純額	△62百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	一建設(株)	所有直接 100.00%	役員兼任	資金の貸付(注)	49,949	関係会社 短期貸付金	30,000
				資金の回収	38,138	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	156
				利息の受取(注)	320	関係会社 長期貸付金	33,155
子会社	(株)飯田産業	所有直接 100.00%	役員兼任	資金の貸付(注)	12,900	関係会社 短期貸付金	12,900
				資金の回収	17,871	関係会社 長期貸付金	40,970
				利息の受取(注)	336		
子会社	タクトホーム(株)	所有直接 100.00%	役員兼任	資金の貸付(注)	9,720	関係会社 短期貸付金	7,400
				資金の回収	4,187	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	306
				利息の受取(注)	100	関係会社 長期貸付金	11,786
子会社	(株)アーネストワン	所有直接 100.00%	役員兼任	資金の貸付(注)	18,200	関係会社 短期貸付金	18,200
				資金の回収	12,663	関係会社 長期貸付金	1,082
				利息の受取(注)	21		
子会社	ファーストウッド(株)	所有直接 100.00%	役員兼任	資金の回収	680	1年内回収予定の 関係会社 長期貸付金	680
				利息の受取(注)	57	関係会社 長期貸付金	10,437

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	パラダイスリゾート(株)	所有間接 100.00%	役員の兼任	資金の貸付(注) 資金の回収 利息の受取(注)	10,385 2,810 121	関係会社 長期貸付金	18,151
子会社	Russia Forest Products (BVI) Limited	所有直接 75.00%	—	増資の引受け	12,836	—	—
子会社	Dallesprom JSC	所有間接 100.00%	—	資金の貸付(注) 利息の受取(注)	29,639 23	関係会社 長期貸付金	29,639

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案した利率にて行われております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,252円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 223円43銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得及び消却

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得および消却を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の拡充を図るためであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 800万株
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.77%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 200億円 |
| ④ 取得期間 | 2022年5月25日～2023年5月24日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
- ※本件により取得する自己株式につきましては、全株式を消却する予定です。

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の数 | 6,052,582株(2022年3月31日時点で保有していた自己株式) |
| ③ 消却予定日 | 2022年6月10日 |

(4) 2022年3月31日時点の自己株式の保有状況

- | | |
|------------------|--------------|
| 発行済株式総数(自己株式を除く) | 288,379,057株 |
| 自己株式数 | 6,052,582株 |

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

飯田グループホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石 黒 一 裕
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 江 下 聖
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 山 本 高 揮

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、飯田グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

飯田グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	黒	一	裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江	下		聖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	高	揮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯田グループホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けるとともに、業務等の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（以下「内部統制システム」という。）について、取締役等から、その構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当社の連結子会社及び連結孫会社の代表取締役を兼務していた当社の元取締役が当該孫会社の業務として不適切な企業融資を行っておりました。その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、上記不適切な企業融資に関する再発防止策及びグループ全体のガバナンス強化策について、監査役会としては当該施策の実施状況を今後とも注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

飯田グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	石丸郁子	Ⓔ
常勤監査役	島崎誠	Ⓔ
社外監査役	田中千税	Ⓔ
社外監査役	藤田浩司	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと位置付け、経営体質の強化と将来のグループ全体としての事業展開を考慮しつつ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は12,977,057,565円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 <u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> むらた ななこ 村田 奈々子 (1968年12月24日生)	2013年4月 一橋大学経済学部 特任講師 2014年11月 東京大学教養学部 特任講師 2016年4月 東洋大学文学部 准教授 2017年4月 東洋大学 教授(現任) 2020年4月 東洋大学 副学長(現任)	-
(社外取締役候補者とした理由) 西洋史学の専門家としての高度な知見に加え、大学教授としての経験を活かし、当社の企業価値の向上やコーポレートガバナンス体制の強化において適切な役割を果たしうる適任者であり、当該知見を活かした専門的な観点から、かつ客観的・中立的な立場で当社の業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で過去に会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 村田奈々子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。原案どおり選任された場合、当社は村田奈々子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を補償します。候補者が取締役就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、村田奈々子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

6. 村田奈々子氏の戸籍上の氏名は、澤柳奈々子であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;"> <small>ささき しんいち</small> 佐々木 新一 (1951年5月26日生) </p>	1974年4月 住友商事(株)入社 1984年2月 同社ノルウェーオスロ事務所所長付 2003年4月 同社理事鋼管本部長 2005年4月 同社執行役員鋼管本部長 2006年4月 同社執行役員中国副総代表 2008年4月 同社常務執行役員欧州総支配人 2010年4月 同社常務執行役員生活産業・建設不動産事業部門長補佐 2011年6月 同社代表取締役専務執行役員生活産業・建設不動産事業部門長 2013年4月 同社代表取締役副社長執行役員メディア・生活関連事業部門長 2014年7月 学校法人立教学院理事 2015年6月 (株)ジュピターテレコム代表取締役会長 2017年4月 同社特別顧問 2017年5月 学校法人聖路加国際大学(聖路加国際病院)評議員 2017年6月 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟会長 2018年3月 学校法人聖路加国際大学理事 2018年6月 (株)飯田産業監査役(現任) 2019年3月 (株)大塚家具社外取締役 2020年9月 ベイシャンスキャピタルグループ(株)特別顧問(現任) 2021年4月 学校法人聖路加国際大学理事長(現任)	—
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>複数の会社において取締役等の要職を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社子会社において監査役を務めた経験を活かして当社監査の充実を図ることができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

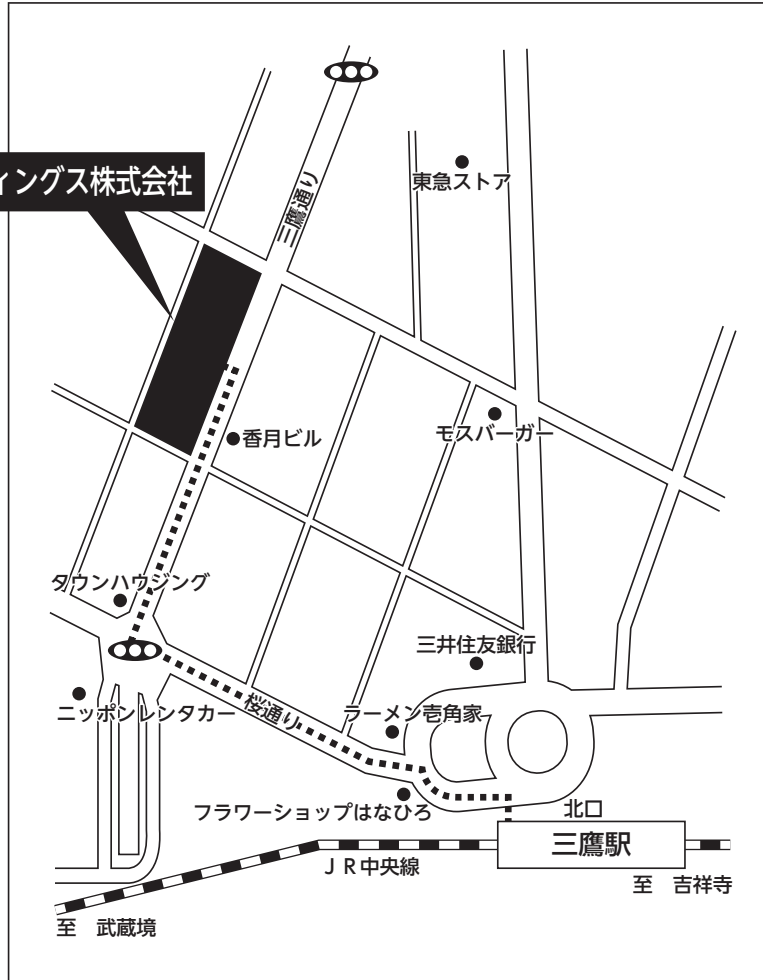
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を補償します。佐々木新一氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 候補者が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市西久保一丁目2番11号 当社本店地下1階会議室
TEL 0422-60-8888 (代表)

飯田グループホールディングス株式会社



交通 JR中央線「三鷹駅」北口 徒歩約3分

※駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車及び自転車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。